

新エネルギー実証研究エリア実証研究公募要領

愛知県では、新エネルギー実証研究エリア（以下「実証研究エリア」という。）において実施する、新エネルギーの実用化に向けた実証研究（以下「実証研究」という。）を行う者（以下「実証研究実施者」という。）を広く募集しています。

1 実証研究の概要

(1) 実証研究エリアの概要

ア 所在地

愛知県豊田市八草町秋合 1267 番 1 「知の拠点あいち」内
(東部丘陵線 (リニモ) 陶磁資料館南駅からすぐ)

イ 実証研究エリア施設 (別図参照)

(ア) 実証研究エリア

モノづくり技術の研究開発拠点である「知の拠点あいち」敷地内に、約 12,500 m²の実証研究エリアを整備し、実証研究の場を無償で提供することで、企業の取組を支援します。また、見学者を受け入れ、新エネルギーに関する普及啓発や、実証研究の取組の紹介を行います。

(イ) 電気、水道、ガス

実証研究に必要な電気、水道、ガスが利用できます (実費はご負担いただきます)。

(ウ) 事務室

実証研究エリアに隣接する「あいち産業科学技術総合センター」1 階に、実証研究エリアの事務室があり、県職員が常駐しています。

(開室時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで (土日祝日、年末年始を除く。))

(エ) 普及啓発コーナー

事務室の隣に、一般の方が見学できる普及啓発コーナーを設置しています。このコーナーにおいて、模型設置やパネル掲示などにより、実証研究の PR をしていただくことが可能です。

ウ 知の拠点あいち施設

実証研究エリアに隣接する「あいち産業科学技術総合センター」において、各種の高度計測分析機器による計測分析を行っています。

また、「シンクロトロン光センター」において、シンクロトロン光を用いたナノレベルの計測分析も行っています。

これらの利用はいずれも有料となります。

(2) 実証研究の対象分野

実証研究エリアにおける実証研究の対象分野は、以下のア～コのいずれかに該当する分野及びこれらを活用するものとします。

なお、以下の分野に該当するものであっても、全ての実証研究が実施可能とは限りませんので、申請書提出前に具体的な実証研究の実施内容についてお問合せ願います。

- ア バイオマス燃料製造
- イ バイオマス熱利用
- ウ 太陽熱利用
- エ 温度差熱利用
- オ バイオマス発電
- カ 風力発電
- キ 太陽光発電
- ク クリーンエネルギー自動車
- ケ 天然ガスコージェネレーション
- コ 水素・燃料電池

(3) 利用可能な設備の仕様

- ア 電気
単相 100V、三相 200V
- イ 水道
20A
- ウ ガス
都市ガス（低圧、75A）

(4) 実施期間

実施期間は、5 年以内とします。ただし、県が必要と認めた場合は、期間を延長することができます。

(5) 費用負担

- ア 実証研究設備の設置及び撤去
実証研究設備の設置及び撤去に要する費用は、全て実証研究実施者の負担とします。
- イ 電気
電気を利用する場合は、実証研究エリアの外周に埋設してある管路を利用して、自費により実証研究設備から分電盤まで電力線を敷設するとともに子メーターを設置してください。また、使用量に応じて実費を負担していただきます。
- ウ 水道
水道を利用する場合は、実証研究エリアの外周に埋設してある水道本管へ、自費

により子メーターを設置し、実証研究設備まで水道管を敷設してください。また、使用量に応じて実費を負担していただきます。

エ ガス

ガスを利用する場合は、実証研究エリアの外周に埋設してあるガス本管へ、自費により子メーターを設置し、実証研究設備までガス管を敷設してください。また、使用量に応じて実費を負担していただきます。

(6) 実証研究実施者の責務

ア 実証研究設備の設置・撤去

実証研究実施者は、県から使用承認を受けた後、速やかに実証研究設備を設置するとともに、実施期間終了後は、遅滞なく撤去してください。

イ 看板の設置

実証研究実施者には、一般の見学者向けに実証研究設備や実証研究の内容を紹介する看板を製作し、実証研究エリアに設置していただきます。看板の詳細については、採択決定後に別途打合せさせていただきます。

ウ 普及啓発等への協力

設置する実証研究設備、実施する実証研究の内容については、パンフレット等に掲載するとともに、見学者への説明や若年層に対する教育等への協力のほか、実証研究の取組報告を行っていただきます。

エ 関係法令の遵守と安全性の確保

実証研究実施者は、実証研究の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、特に、一般の方が見学する場所であることに留意のうえ、安全性の確保に努めなければなりません。

オ 損害賠償

実証研究実施者は、実証研究設備の設置又は撤去及び実証研究の実施が原因で、県の施設又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。

カ その他

(ア) 実証研究実施者が、採択後に実証研究設備の設置や実証研究の実施を速やかに行わない場合は、採択を取り消す場合があります。

(イ) 天災その他やむを得ない事情により実証研究ができなくなった場合、それにより生じた損失については、県は一切責任を負いません。

(ウ) 実証研究の開始から終了に至るまで、実証研究エリアにおける他の実証研究実施者を始め全ての関係者が、円滑に実証研究が実施できるよう、県の指示に従ってください。

2 公募の概要

(1) 応募資格

ア 応募者は、次のとおりとします。なお、応募者と共同で研究する者の資格は問いません。

(ア) 愛知県内に本社又は事業所を有する企業。

(イ) 愛知県内の試験研究機関又は大学。ただし、共同研究者として上記(ア)に掲げる企業を1者以上含むこと。

イ 応募者(試験研究機関及び大学は除く。)は、実証研究を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。

ウ 欠格要件

応募者及び共同研究者(いずれも試験研究機関及び大学は除く。)が、次の要件のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札に参加させないことができる事由など)に該当する者

(イ) 次の申立てがなされている者

- a 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- b 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て
- c 民事再生法に基づく再生手続の申立て

(ウ) 愛知県から現に入札参加資格停止措置を受けている者

(エ) 国税及び地方税の滞納者

(オ) 次に該当する者

- a 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
- b 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 公募要領の配布

本公募要領は、県のホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス:<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/san-kagi/eria-koubo.html>

(3) 現地見学

実証研究エリアの現地見学を希望される方は、電話・電子メールのいずれかの方法により申し込んでください。

○ 申込方法

以下の申込先まで、企業名、見学者の所属、役職、氏名、連絡先（電話番号）、見学希望日時を電話または電子メールで伝えることにより申し込んでください。なお、都合により見学日時を調整させていただくことがあります。

【申込先】：新エネルギー実証研究エリア

電話：0561-76-8889

メールアドレス：jisedai-ene@pref.aichi.lg.jp

(4) 申請書等の提出

実証研究エリアにおける実証研究を希望する者は、次のとおり申請書等を提出してください。なお、申請書提出前に具体的な実証研究の実施内容についてお問い合わせ願います。

ア 受付期間及び提出方法

(ア) 受付期間

随時（土日祝日を除く）。

午前9時から午後5時まで

(イ) 提出方法

持参のみとし、郵送等によるものは受け付けません。

(ウ) 提出先

愛知県産業労働部産業科学技術課 新エネルギー産業グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階

イ 提出書類

(ア) 応募者

a 新エネルギー実証研究エリア実証研究実施申請書（様式1）

申請者概要説明書（別紙1）

実証研究実施計画書（別紙2）

b 誓約書（様式2）

c 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（3か月以内のもの）

d 直近3期分の財務諸表

e 会社概要、製品カタログ等

※1 上記b～eについて、試験研究機関及び大学は提出の必要はありません。

※2 上記dについて、設立3年に満たない場合（2年以上3年未満）は、2期分の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書を提出してください。

※3 上記dについて、設立2年に満たない場合（1年以上2年未満）は、1期

分の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書を提出してください。

※4 設立まもなく上記dの提出ができない場合は、事業計画書、収支予算書及び法人成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面を提出してください。

(イ) 共同研究者

a 誓約書(様式2)

b 登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(3か月以内のもの)

※上記a、bについて、試験研究機関及び大学は提出の必要はありません。

ウ 提出部数

正本1部、副本5部(いずれも書面によることとする。)

エ その他

(ア) 提出された書類については、変更、差替え、返却には応じません。

(イ) 申請書等を提出した後、参加を辞退する場合は、応募辞退届(様式3)を1部、県に持参又は郵送にて提出してください。

(5) 審査、結果通知

提出された申請書等は、次により審査を行い、実証研究実施者を決定します。

ア 審査方法

(ア) 受け付けた申請書等について、提出書類が揃っているか、また、応募資格に適合しているかなどの形式審査を行います。

(イ) 形式審査を通過した応募については、原則、審査会において申請者によるプレゼンテーションを実施した後、実施事業内容全体について評価を行い、実証研究実施者を選定します。

イ 審査基準

申請書等は、以下の評価項目及び内容について評価します。

(ア) 目標の妥当性

(イ) 実証研究計画の妥当性

(ウ) 事業化の可能性

ウ 決定

(ア) 県は、審査会の審査結果を踏まえて、実証研究実施者を決定します。

(イ) 結果は、全ての申請者に文書にて通知します。ただし、結果についての異議申立ては受け付けません。

エ 公表

決定した実証研究実施者及び実証研究の概要は、公表します。

3 決定後の手続き

実証研究実施者決定後の手続きは以下のとおりとします。

(1) 実証研究区画の調整

実証研究実施計画書に記載の「実証研究に必要な面積又は寸法」に基づき、実証研究を行う区画を県と調整します。

(2) 行政財産使用承認

調整した区画に基づき、行政財産使用承認に関する申請手続きを行っていただきます。

(3) 事業開始に向けての準備

実証研究実施者は、速やかに実証研究が開始できるよう、設備や人員の確保等の所要の準備を進めてください。

4 問合せ先

愛知県経済産業局産業部産業科学技術課 新エネルギー産業グループ

住所：〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階

電話：052-954-6350

ファックス：052-954-6977

メールアドレス：jisedai-ene@pref.aichi.lg.jp